

# 南関町第4次障がい者（児）プラン 第7期南関町障がい福祉計画 第3期南関町障がい児福祉計画

概要版

## ■ 計画の概要

南関町第4次障がい者（児）プラン 第7期南関町障がい福祉計画 第3期南関町障がい児福祉計画は、「障がいを持つ人も持たない人もともに助け合って暮らせる やさしいまちづくり」の実現に向けたさまざまな取り組みを推進していくための計画です。

### 障がい者（児）プラン

障害者基本法に基づき、南関町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

### 障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するための提供体制の確保を図るための計画。

### 障がい児福祉計画

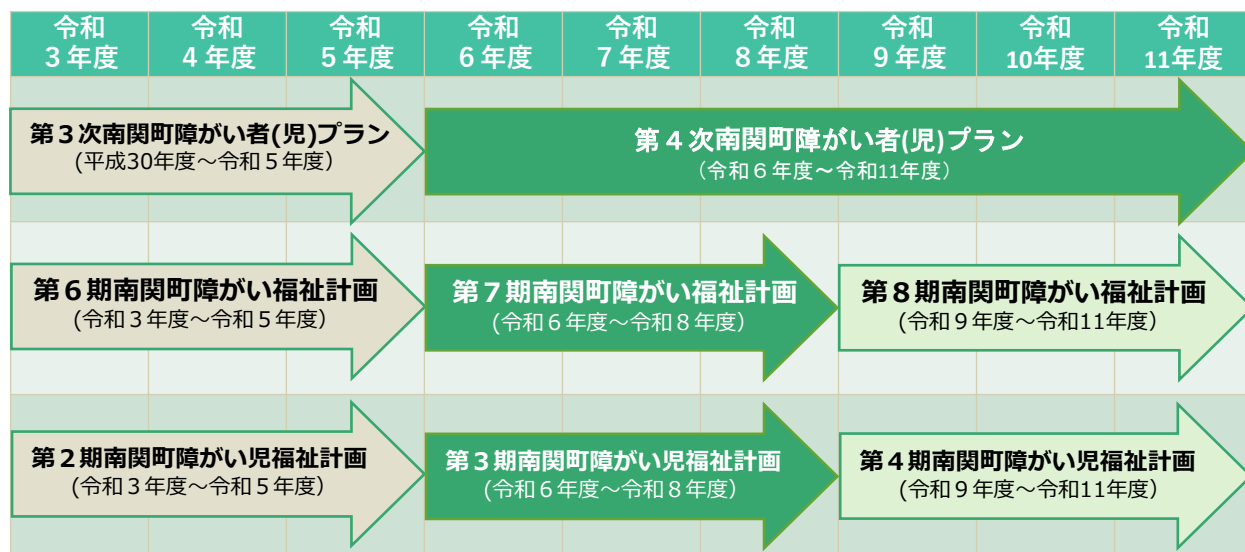
児童福祉法に基づき、障がいのある児童の地域生活を支援するための提供体制の確保を図るための計画。

## ■ 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

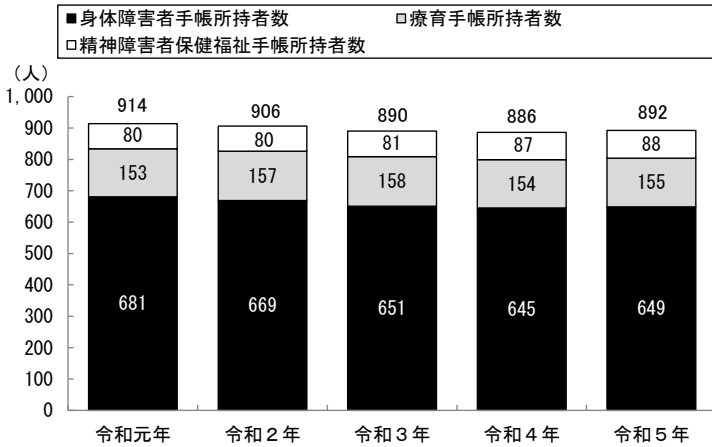
「障がい（児）福祉計画」に該当する部分については、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、令和6年度から3年間を計画期間とします。

その他、障がいがある方を取り巻く社会情勢の変化や関連法制度の変更等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



# 障がい者を取りまく現状

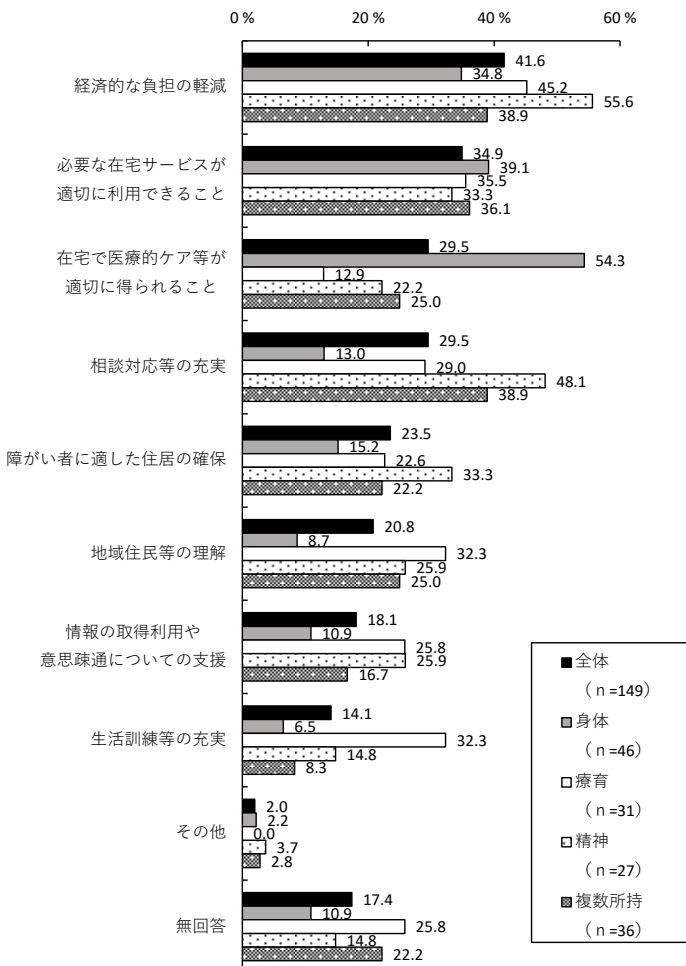
## 障害者手帳所持者数の推移



本町の障害者手帳所持者数は、令和元年の914人から令和5年には892人へと、この4年間で22人減少しています。また、令和5年の「身体障害者手帳所持者数」は649人で手帳所持者の7割強を占めています。

手帳所持者率(総人口に占める手帳所持者の割合)は、令和元年の9.4%から令和5年には10.0%へと0.6ポイント増加しています。

## 希望する暮らしを送るための支援

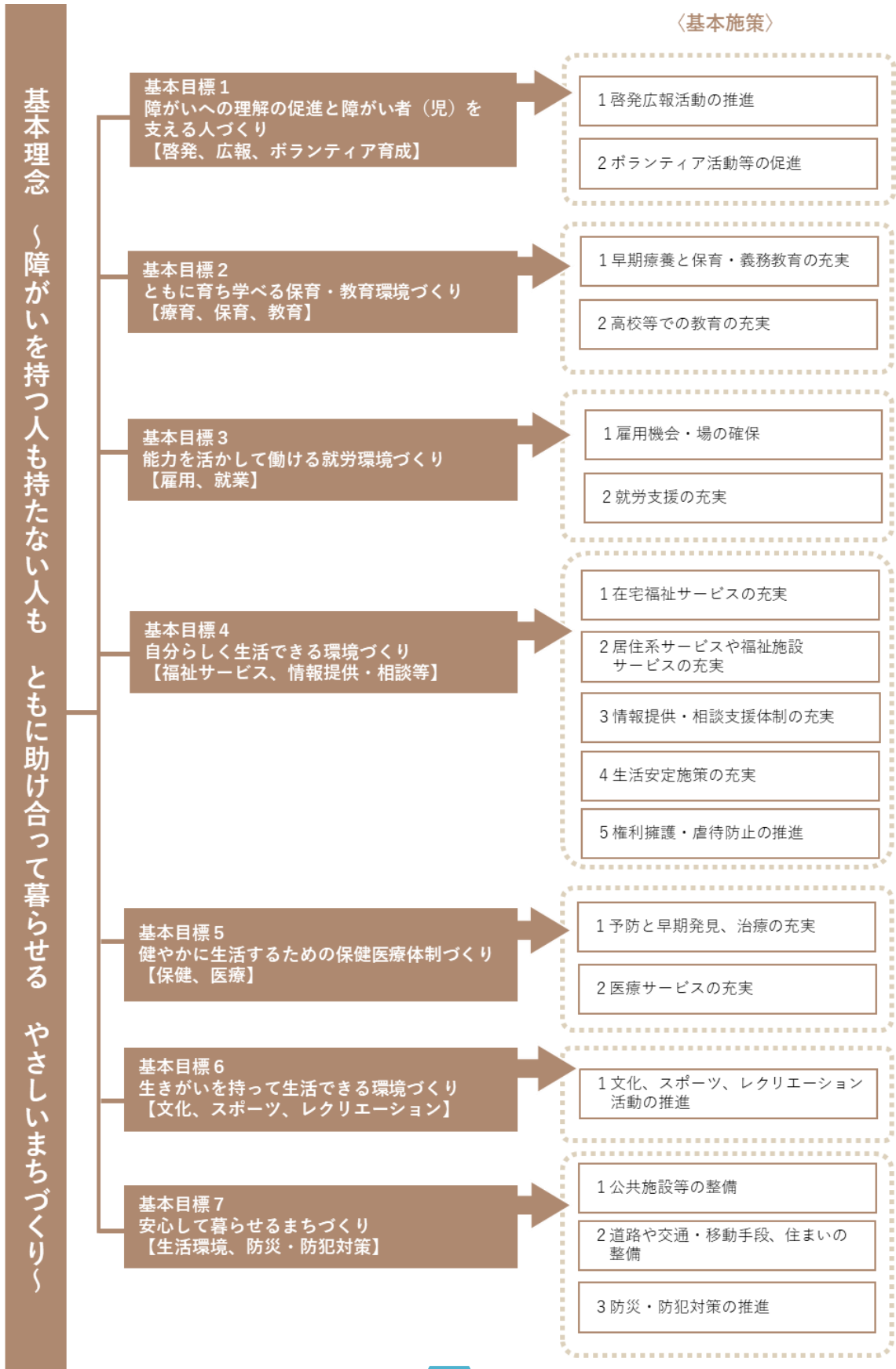


希望する暮らしを送るための支援を障がい別にみると、身体障がい者(身体)では「在宅で医療的ケア等が適切に得られること」(54.3%)、知的障がい者(療育)・精神障がい者(精神)・重複障がい者(複数所持)では「経済的な負担の軽減」(療育：45.2%、精神：55.6%、複数所持：38.9%)が最も多くなっています。また、精神障がい者(精神)・重複障がい者(複数所持)では「相談対応等の充実」(精神：48.1%、複数所持：38.9%)も多くなっています。



# ■ 計画の体系

本計画では、基本理念の実現に向け、障がいがある方に関わる施策を7つの基本目標ごとに区分し、施策を展開します。



# ■ 計画の基本目標の考え方

## 基本理念

障がいを持つ人も持たない人も  
ともに助け合って暮らせる やさしいまちづくり

## 障がいへの理解の促進と障がい者（児）を支える人づくり

【啓発、広報、ボランティア育成】

### 基本目標 1

広報やホームページ、イベント等、あらゆる情報媒体や機会を通じた啓発広報活動や、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進する等、障がいがある方に対する理解に向けた施策を推進しています。また、社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携のもと、地域福祉を担うボランティア活動の充実や見守りネットワークの構築等、人材育成、体制づくりを進めています。

#### 【具体的な施策】

- 1 啓発・広報活動の推進
- 2 ボランティア活動等の促進

## ともに育ち学べる保育・教育環境づくり

【療育・保育・教育】

### 基本目標 2

保健センターや子育て支援センター、福祉課、教育課等の関係各課の連携はもとより、有明地域療育センターや医療機関等の連携を図り、障がいの早期発見・早期療育へとつなげられるよう情報提供や相談支援を行っているほか、教育支援委員会における就学の指導・助言等に取り組む等、障がいの発見から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制づくりに取り組んでいます。さらに、中学校卒業後の進学についても、これらの教育機関と連携し、障がいのない子どもとともに教育を受けられるよう、受け入れ体制づくりについて理解を求めています。

#### 【具体的な施策】

- 1 早期療育と保育・義務教育の充実
- 2 高校等での教育の充実

## 能力を活かして働ける就労環境づくり

【雇用・就業】

### 基本目標 3

ハローワーク等と連携のもと、就労促進のための相談や仕事を継続するためのフォローアップ等総合的な支援に取り組んでいます。また、関係機関や国・県の就労施策、企業・サービス提供事業者等との連携を図り、就労から定着までの支援を進めています。今後も、障がいがある方が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援を続けていく必要があります。

#### 【具体的な施策】

- 1 雇用機会・場の確保
- 2 就労支援の充実

## 自分らしく生活できる環境づくり

【福祉サービス、情報提供・相談等】

### 基本目標 4

障がい福祉サービス等の必要な提供量の確保に取り組むとともに、これらの制度や事業内容について周知を図っています。また、支援を必要とする障がいがある方やその家族等が、希望する支援を受けることができるよう、児童福祉施策や高齢者保健福祉・介護保険施策の分野とも連携及び相談体制の充実を図り、よりよいサービス利用へとつなげられることが必要です。

#### 【具体的な施策】

- 1 在宅福祉サービスの充実
- 2 居住系サービスや施設福祉サービスの充実
- 3 情報提供・相談支援体制の充実
- 4 生活安定施策の充実
- 5 権利擁護・虐待防止の推進

## 健やかに生活するための保健医療体制づくり

【保健・医療】

### 基本目標 5

妊婦健康診査の実施や、病気や障がいのあった場合の対応等も含め情報の提供をしています。また、乳幼児健康診査や子育て相談、発達相談等を通じ、障がいの発見と相談等の支援を行っています。一方、成人期・高齢期の方については、特定健康診査やがん検診等を実施しているほか、健康づくり・介護予防事業を実施する等、生活習慣の改善や疾病予防・介護予防に重点を置いた施策を推進しています。また、自殺予防対策として、こころの健康づくりに向けた健康教育や相談の充実に向けて取り組む等、身体とこころの双方からの支援を推進しています。

#### 【具体的な施策】

- 1 予防と早期発見、治療の充実
- 2 医療サービスの充実

## 生きがいを持って生活できる環境づくり

【文化・スポーツ・レクリエーション】

### 基本目標6

多様なニーズに応えた地域活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動等の開催や支援を行い、障がいがある方が就労以外の場でも積極的に社会参加し、地域の人々とともにふれあうことができるよう、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

#### 【具体的な施策】

- 1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

## 安心して暮らせるまちづくり

【生活環境・防災・防犯対策】

### 基本目標7

防災等の分野については、障がいがある方・高齢者等の安全が確保できるよう、地域の要支援者に関する情報収集や行政区単位での自主防災組織づくり、地域での見守りネットワークの構築等の防災対策を進めています今後も、災害時・緊急時に迅速な避難や安全の確保ができるように体制の整備に取り組みます。

#### 【具体的な施策】

- 1 公共施設等の整備
- 2 道路や交通・移動手段、住まいの整備
- 3 防災・防犯対策の推進



## ■ 計画の成果目標・活動指標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本町の実情に応じた目標値を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	令和8年度成果目標
令和4年度末時点の入所者数(A)	50人
令和8年度末の入所者数(B)	44人
削減見込数 (A)－(B)・(C)	6人
【目標値】施設入所者削減率 (C)/(A)	12.0%
令和8年度末における入所者のうち地域生活移行者数(D)	1人
【目標値】地域移行率 (D)/(A)	2.0%

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度 利用者数見込	令和7年度 利用者数見込	令和8年度 利用者数見込
精神障がい者の地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の共同生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)(新規)	1人/月	1人/月	1人/月
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場における目標設定及び評価 の実施回数	1回	1回	1回

### (3) 地域生活支援の充実

成果目標	令和8年度成果目標
令和8年度末時点の地域生活拠点等の設置箇所 (圏域による設置)	1箇所
令和8年度末時点のコーディネーターの配置	2箇所
強度行動障害を有する者への支援体制の整備 ※新規	1箇所

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	令和3年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数	令和8年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行する者の数
① 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	0人	1人
② 就労移行支援のみ	0人	1人
③ 就労継続支援A型のみ	0人	1人
④ 就労継続支援B型のみ	0人	1人
⑤ 就労移行支援事業及び就労継続支援事業	0人	3人

成果目標	令和8年度目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	0%
就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上	0%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	0.0%



## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標	令和8年度 成果目標
① 児童発達支援センターの設置 ② 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築 ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 ④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	(圏域による設置) ① 1箇所 ② 1箇所 ③ 2箇所 ④ 3箇所 ⑤ 1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1箇所

## (6)相談支援体制の充実・強化等

成果目標	令和8年度成果目標
相談支援体制の確保	圏域による設置
協議会の体制確保	圏域による設置

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無 ※新規	無	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	11件	11件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	11件	11件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	25回	25回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 ※新規	0回	5回	5回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ※新規	0人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 ※新規	5回	5回	5回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 ※新規	132箇所	132箇所	132箇所
協議会の専門部会の設置数 ※新規	2箇所	2箇所	2箇所
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	9回	9回	9回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 令和8年度成果目標

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
(共有する体制が有の場合)それに基づく実施回数	1回	1回	1回

## ▼精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
※ペアレントトレーニングや ※ペアレントプログラム等の 開催回数	ペアレント プログラム	0回	0回	0回
	ペアレント トレーニング	6回	12回	12回
※ペアレントメンター等を活用した ※ピアサポートの活動の実施回数		10回	16回	16回

※ペアレントトレーニング:環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。

※ペアレントプログラム:子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。

※ペアレントメンター:発達障害のある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる人です。

※ピアサポート:「ピア」(仲間)、「サポート」(援助)で、仲間同士の支え合いを表します。

## ■障がい福祉サービス等の見込み量

サービス種別		単位	見込み量			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護	時間/月	500	500	500	
		人/月	23	23	23	
	重度訪問介護	時間/月	210	210	210	
		人/月	1	1	1	
	行動援護	時間/月	10	10	10	
		人/月	1	1	1	
	同行援護	時間/月	25	25	25	
		人/月	1	1	1	
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	
		人/月	0	0	0	
	日中活動系	生活介護	人日/月	1000	1100	1200
			人/月	50	55	60
自立訓練(機能訓練)		人日/月	23	23	23	
		人/月	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)		人日/月	40	40	40	
		人/月	2	2	2	
就労選択支援(新規)		人/月	1	1	1	
就労移行支援		人日/月	60	60	60	
		人/月	6	6	6	
就労継続支援(A型)		人日/月	600	630	670	
		人/月	33	35	37	
就労継続支援(B型)		人日/月	450	450	450	
		人/月	25	25	25	
就労定着支援		人/月	3	3	3	
療養介護		人/月	5	5	5	
短期入所(福祉型)		人日/月	20	24	28	
		人/月	5	6	7	
短期入所(医療型)		人日/月	5	5	5	
	人/月	1	1	1		

サービス種別		単位	見込み量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系	自立生活援助	人/月	5	5	5
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	30	32	34
	共同生活援助利用者数のうち重 度障害者(新規)	人/月	0	0	0
	施設入所支援	人/月	30	32	34
相談支援	計画相談支援	人/月	30	30	30
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1
障がい児支援	児童発達支援	人日/月	320	320	320
		人/月	40	40	40
	医療型児童発達支援	人日/月	6	6	6
		人/月	1	1	1
	放課後等デイサービス	人日/月	440	500	560
		人/月	45	50	55
	保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
		人/月	2	2	2
	居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	10	10	10
		人/月	2	2	2
	障害児相談支援	人/月	15	18	20
	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活拠点等が有する機能の充実にに向けた支援の実績を踏まえた検証 及び検討の実施回数、コーディネーターの配置人数				
地域生活支援拠点等の設置箇所数		箇所	1	1	1
検証及び検討の実施回数		回	2	2	2
コーディネーターの配置人数(新規)		人	0	2	2
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数					
コーディネーターの配置人数(新規)		人	2	2	2

## ■ 地域生活支援事業の見込み量

区分	サービス名	単位	見込み量		
			令和6度	令和7度	令和8度
必須事業	相談支援事業				
	障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
	意思疎通支援事業	人	1	1	1
	日常生活用具給付等事業				
	介護・訓練支援用具	件	3	3	3
	自立生活支援用具	件	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
	排せつ管理支援用具	件	350	350	350
	在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	2
	移動支援事業	箇所	7	7	7
		人	22	24	26
		時間	330	360	390
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	3	3	3	
	人	150	170	190	
任意事業	日中一時支援事業	箇所	8	8	8
		人	60	70	80

# ■ 計画推進に向けて

## 1 計画の進行管理

- 年度ごとに進捗状況を把握し、点検・評価していきます。
- 地域福祉計画等進行管理委員会による、計画の推進に対する意見等により適宜把握していきます。
- 計画の推進状況について町民へ発信できるよう努めます。



PDCAサイクル（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）とは品質管理など業務管理における継続的な改善方法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（確認）→ Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

## 2 庁内の連携体制

計画の推進にあたっては、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

## 3 町民・関係団体等との協働

障がい者施策の推進にあたっては、障がい者団体やボランティアをはじめ、企業・事業所やハローワーク等の就労に関わる団体・機関、病院や福祉施設、サービス事業者等の保健・医療・福祉に係る専門機関、また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の福祉団体等の様々な関係機関・団体との連携・協働のもと推進します。

障がい福祉サービスや相談支援体制の基盤整備等、障がいがある方に関わる施策は、国や県との連携はもとより、有明圏域2市4町で実施している有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会を中心に、定期的な事務レベルの会議、部会等の開催等連携を密にとりながら、計画を推進していきます。

南関町第4次障がい者（児）プラン（令和6年度～令和11年度）  
第7期南関町障がい福祉計画 第3期南関町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）  
（概要版）



発行日：令和6年3月  
発行：南関町役場 福祉課

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町64

Tel:0968-53-1111 Fax:0968-53-2351